

広情個審第66号

令和元年10月28日

広島市教育委員会 御中

広島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 田邊 誠

公文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

平成30年7月5日付け広市教学教第74号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第256号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

平成30年7月5日付け広市教学教第74号の諮問事案（諮問第256号事案）

平成29年12月10日付けの公文書開示請求に対し、広島市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成30年1月24日付け広市教学教第131号で行った公文書部分開示決定に対する同年4月3日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関が、上記の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して行った部分開示決定は妥当である。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書における主張は、次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、すべてを開示せよ、

(2) 審査請求の理由

8月6日平和学習に関する国との折衝は公開しても業務の適正な遂行に影響はない。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書及び口頭意見陳述における主張を要約すると、次のとおりである。

(1) 本件における文部科学省（以下「文科省」という。）と実施機関との協議内容及びその資料については、内部検討段階のものであり、公にすることにより、発言をした職員がその発言について外部から干渉を受けたり、学校現場に混乱を与えるなど、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を生じるものである。

(2) よって、条例第7条第3号の「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」といえ、当該部分に係る情報を不開示としたことは適法かつ妥当である。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 条例第7条第3号の規定について

条例第7条柱書きは、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定し、同条第3号は、不開示情報として、「市の機関又は国等（中略）が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより（中略）当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

(2) 本件公文書の不開示の該当性について

当審査会が見分したところ、本件開示請求の対象となった公文書は実施機関と文部科学省との内部検討段階の協議記録等であり、本件開示請求に対して開示しないこととした部分（以下「本件不開示部分」という。）には、公開しないことを前提とした協議の内容（参加者の発言内容を含む。）や、最終的な方針の決定に至る前の考え方や対応方針などが記載されており、公になった場合、実施機関に対して断片的な情報を捉えた誤解等により外部から不当な圧力や干渉が生じ、今後の実施機関における平和教育の実施に係る事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、これらの情報は条例第7条第3号に該当すると認められる。

(3) 結論

以上のことから、実施機関が本件開示請求に対して、部分開示決定としたことは妥当である。

5 まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙 1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
H 3 0 ・ 7 ・ 5	広市教学教第 7 4 号の諮問を受理 (諮問第 2 5 6 号で受理)
R 1 ・ 7 ・ 2 5 (第 1 回審査会)	第 3 部会で審議
R 1 . 8 . 2 2 (第 2 回審査会)	第 3 部会で審議
R 1 . 9 . 2 6 (第 3 回審査会)	第 3 部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
浅 利 陽 子	弁 護 士
古 川 竜 彦	中国新聞社論説委員室副主幹
山 田 健 吾 (部会長)	広島修道大学法学部教授